

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	韮崎市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.nirasaki.lg.jp/docs/2017082600019">http://www.city.nirasaki.lg.jp/docs/2017082600019</a>

執行機関名 韮崎市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	韮崎市病児・病後児保育所条例(平成23年6月韮崎市条例第15号)による病児・病後児の利用料の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		韮崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1第4項 韮崎市病児・病後児保育所条例(平成23年6月韮崎市条例第15号)による病児・病後児の利用料の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日号外法律第六十五号)第1条	韮崎市病児・病後児保育所条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、 <u>子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	<u>保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するため、</u> 韮崎市病児・病後児保育所(以下「保育所」という。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		韮崎市病児・病後児保育所条例